



コミュニティ助成事業



○概要

一般財団法人自治総合センター（以下「センター」）が、宝くじの社会貢献広報事業として実施している「コミュニティ助成」について、市が窓口となり、地域コミュニティ活動の充実・強化を目的に町内会・自治会等に対して補助金を交付します。

（注：当年度に申請していただき、センターの採択を受けて、翌年度に実施していただきます）

○内容

| 事業名 | 一般コミュニティ助成事業 | コミュニティセンター助成事業 |
|-----|--|--|
| 内容 | コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業 | 住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設または大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業 |
| 補助金 | 100万円から250万円まで | 対象となる事業費の5分の4（※）以内に相当する額（上限：2,000万円） ※当面の間、センターの助成金に市補助（5分の1）を加算 …5分の4は加算後の補助率 |

詳細は「宇治市 HP」をご覧ください。「センターHP」へのリンクもあります。

宇治市 コミュニティ助成

検索



○申請について

市がセンターから案内を受け、町内会・自治会等からの申請を受付します。

※例年、9月ごろに案内がありますので、市からのお知らせをお待ちください。

○事前相談（予約制）

事業内容及び提出書類について事前相談が必要です。

事前相談は年間通して対応しております。

※担当職員との相談日時は、ご連絡いただき調整させていただきます。

○問い合わせ

宇治市 自治振興課 自治振興係

電話 20-8721（直通）

メール community@city.uji.kyoto.jp

【主な注意事項】

1. 事業で整備する備品等に宝くじの広報表示を行うことが条件となります。
2. 事業の採択はセンターが行います。申請した事業が必ずしも採択されるとは限りませんのでご了承ください。なお、事業採択の通知は、申請年度の翌年度4月上旬の見込みです。
3. 採択を受け事業を実施した団体については、事業実施の翌年度から起算して10年間は、同一事業の申請はできません。